

# 群馬県適正化通信 NO. 46

## 事故歴の把握について

日頃の巡回指導において、新たに雇い入れた運転者に対する事故歴の把握について、未だに多くの事業者が指摘事項となっています。

新たに雇い入れた運転者については、事故歴を把握した上で、特別な指導及び適性診断を確実に実施しなければなりません。(平成21年10月1日から施行)

にもかかわらず、理解が不十分であり対応が後手になっている事業者の方々が多く見られます。定期的に事故歴を把握する際に一緒に把握をしている事業者や事故歴自体を全く把握していない事業者がいます。「そんなことを言えば募集しても運転者が集まらない」などと言う事業者の方もいますが、トラックの運転が仕事である運転者に対し、安心して仕事を任せられる一つの判断材料にもなり、より良い運転者を採用する事が出来ると思います。

是非、乗務するまでに事故歴の把握をするよう徹底をお願いします。

### ●貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（下記に一部抜粋）

#### 第10条 従業員に対する指導及び監督

9. 指導監督指針第2章5（1）の規定に基づき把握する新たに雇い入れた者の事故歴は、少なくとも過去3年間の事故歴とし、当該者が当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務するまでに把握すること。ただし、無事故・無違反証明書又は運転記録証明書の取得に時間を要する場合には、当該証明書の取得のための申請が行われたことを確認した後においては、当該者をトラックに乗務させても差し支えない。

10. 指導監督指針第2章5（1）の規定に基づき把握する事故は、事業用自動車によるものに限らないものとする。

※貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針を定める件

国土交通省告示1366号 平成13年8月20日

平成21年10月1日改定

#### 第2章特定運転者に対する特別な指導の指針

##### 5. 新たに雇い入れた者の事故歴の把握

(1) 一般貨物自動車運送事業者等は、安全規則第3条第1項に基づき運転者を常時選任するために新たに雇い入れた場合には、当該運転者について、自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）に規定する自動車安全運転者センターが交付する無事故・無違反証明または運転記録証明書等により、雇い入れる前の事故歴を把握し、事故惹起運転者に該当するか否かを確認すること。

参考：詳しくは群馬県適正化通信No.18及び裏面の一覧表をご覧ください。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821